

税制調査会企画会合（第26回）終了後の会長代理会見録
日時：平成20年11月14日（金）17時50分～
場所：中央合同庁舎第四号館 共用第一特別会議室

○司会

それでは、第26回税制調査会企画会合後の記者会見を始めます。

本日は、神野会長代理から会見させていただきます。

本日の会議について、何かございましたら、よろしくお願ひいたします。

○神野会長代理

御出席していただいた記者の方には御理解いただいていると思いますが、会長は体調を崩されているので、代わって私が記者会見をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

今日、御出席いただいている方にはあえて繰り返すことはないと思いますが、最後に私がまとめさせていただいたように、内容については、当面、政府・与党が進めている経済体制についてボールを投げかけているという議論と、抜本的税制改革の道筋、「中期プログラム」の進め方についてボールを投げかけておかなければならない。

もう一つ、昨年出している抜本的税制改革に関する答申について、なお残したり、深めたりしなければならない論点について、どういう取扱いをしていくのかというのは、起草委員会その他で検討しながら、今後、諮っていきたいと考えているところです。

○司会

それでは、質問がある方はどうぞ。

○質問

すみません。今の確認なんですけれども、政府・与党の経済対策に関するボールの投げかけ、「中期プログラム」に対するボールの投げかけとおっしゃったんですけれども、もう少し具体的に、神野さんの念頭には、ボールの投げかけというのは、どういう形のイメージを考えていらっしゃるのか教えていただけますか。

特に今日あたりだと、景気対策に対して税で何かできないかという意見もあったし、そういう中で、もしやるのであれば一元的にやれという意見もあったわけなんですけれども、景気対策に対するボールの投げかけというのはどういう意味なのか。

もう一点は、「中期プログラム」に対するボールの投げかけというのは、どういうことを念頭において言っているのか。それについて、教えてください。

○神野会長代理

ボールの投げかけといっても、今日の議論をまとめるということですので、今日の議論の範囲内で行いたいと思っておりますが、議論を聞いていただいた方は御案内の

とおり、経済対策についても両論相打っているところがございますので、その面を含めてどういう書き方にするかということについては、起草委員会で検討いたしますけれども、次回ないしは次々回になるかと思いますが、こういうまとめ方でいいかということをお合の方に出したいと考えております。

○質問

中期プログラムに関しては、中期答申（「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」）を去年まとめているわけですが、ある程度そこで考え方が出されている。今回の「中期プログラム」に対するボールの投げかけというのはどういうことになるのでしょうか。

○神野会長代理

進め方に関してです。抜本的税制改革に関する昨年出した答申を着実に実行してもらいたいとか、その線に沿ったプログラムをお願いしたいということになるのだと思います。

○司会

ほかにございますか。どうぞ。

○質問

大きく2点伺いたいのですが、まず日程の関係です。来週、再来週と火、金で計2回ずつ予定されていて、恐らく11月28日で答申が出るというスケジュールになるかと思うのですが、そういう進め方でいいのかという点についてです。

○神野会長代理

11月末までに出したいと思っておりますので、できれば、そうした日程で進めたいと思っておりますが、議論その他の具合を見ながら、場合によってはそれが延びることもあり得るかもしれません。

○質問

もう一点は消費税についてなんですが、7月の企画会合後の記者会見で会長がおっしゃっていた話ですが、去年の答申である程度道筋を示しているのに、更に引き上げの時期や幅などにまで言及するのは政府税調の務めではないというおっしゃり方をしていたのですが、基本的に消費税についての書きぶりというのは、去年の答申を踏襲して、ここから更に幅などに踏み込むことはないという理解でよろしいのでしょうか。

○神野会長代理

去年の答申でもって、そうした問題については政治的な判断に委ねておりますので、その方針には変わりがないと考えていただければと思います。

○司会

どうぞ。

○質問

幾つかあります。今のことにまさに絡むのですが、今日の議論の中でも、消

費税の引上げについて、もうちょっとフォローアップした方がいい。つまり、政治の方だとどれぐらい前のめりになるかわからない中で、特に消費税を含む抜本改革について、より踏み込んだ方がいいのではないかという意見もあったと思うのですけれども、現段階で早くも引上げの時期が、税率についてあるべき姿、特に今日、吉川先生もいらっしゃっていて、社会保障国民会議でこれぐらい必要だという答申が出ているわけですから、それを受けて、政府税調として何も示さないというのは、今日、存在意義の話も結構出ましたけれども、そういう方針でいいというか、在り方について、どうお考えですか。

○神野会長代理

今のところ方針を変えるつもりはありません。社会保障国民会議の方でも基本的には試算を出したわけです。我々の場合、これまでも内部では作業をしておりますが、その決定その他に関しては、まだ方針を変える時には来ていないと思っております。

○質問

もう少し踏み込むという議論については、どうなのですか。

○神野会長代理

今の時期では、踏み込むというようなことは考えないということで了解を得たと思っております。

「中期プログラム」などはまだできていないわけです。それを踏まえないとということがございますので、その状況において別な考え方を出す場合があるかもしれませんが、当面のところは、私どもの方から出していくことはない。方針を変える必要はない。

○質問

「中期プログラム」は「中期プログラム」であると思うんですけれども、政府税調として、識者が独立して何かしらの結論を出して、それをやるべきであるということとを諮問されているわけですが、それを答申していくというのも1つの姿で、「中期プログラム」ができていないから言えないというのはおかしい話ではないでしょうか。

○神野会長代理

我々が18年11月にいただいている諮問に対して、昨年、中長期的なビジョンとして「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」を打ち出しているわけです。そこで合意を得たことについて、朝令暮改的に改めることはないので、このままの方針でいくということです。

○質問

もう一つ、これも今日の結構大きな議論だったと思うのですが、要はどうしてこんなにタイトなスケジュールになってしまったかということところです。内閣総理大臣もかわって、環境も変わった中でいろいろと議論すべきことはあったのではないかと

という意見が多かったと思うんですが、なぜここまで議論が開かれず、タイトに詰まったとお考えでしょうか。

○神野会長代理

年度改正ですから、11月末というタイムリミットはほぼ設定されているわけです。その議論をいつ開始したらいいかということに関していうと、さまざまな状況というか、そういうことが安定的に考えられるような状況ができてからということで、見極めざるを得ないわけです。

これは会議のときにも申し上げましたけれども、機が熟するのを待っていたんだけど、結局、現在、最後から逆算していって、もう待てないような状況になっているのでスタートさせたということだと、会長もお考えになっていらっしゃると思います。

○質問

安定的状況というのは、政治ということですか。

○神野会長代理

政治だけではなく、御存じのとおり経済状況とか様々なものが、今、振れているわけです。条件が整わなかったということだと御理解いただければと思います。

○司会

どうぞ。

○質問

今日の議論で、今後の具体的な議題としては、相続税のところはほぼコンセンサスなのかと受け取ったのですけれども、道路特定財源の絡んだところ、環境税、グリーン税制といいますか、そのところは今後どのように議論されるのか。

○神野会長代理

私の理解では、グリーン税制を含めて、昨年のお答申で漏れている論点みたいなことを出していただいていると思いますので、先ほども言いましたように、これをどうやって取り扱うかということについては起草委員会の中で考えて、総論に出すのか、あるいは今後どういう形で出していくのかというまとめ方については、会長と相談しながら進めていきたいと考えています。

○質問

環境省の方で確か別の審議会が動いているところで、あの辺の議論を政府税調へ持ってくるという話もあったような気がするのですけれども、その辺りの方向感はどうなるのでしょうか。

○神野会長代理

もう少し時間があれば、そういう時間が取れたのかもしれませんが、私もその委員ですけれども、その委員であった委員に発言していただいておりますので、環境税に関わる議論については勿論不十分かもしれませんが、伝わっていると思ってお

ります。

○質問

暫定税率についても御発言がポツポツあったということなのですが、全体的には一応税率を維持しておこうという方向感の発言だったようにも思うのですが、そこについてはいかがが御認識でしょうか。

○神野会長代理

私も御意見についてはそういう理解です。委員の御意見についても、環境的な配慮から考えても引き下げるべきでないという御発言でしたから、そういうふうに御理解されていていいのではないかと思います。

○司会

ほかにございますでしょうか。どうぞ。

○質問

政府税調の存在感というところで、質問が一部重複するかもしれませんが、既に税制改正で政府・与党主導である程度大枠が固まってしまっている状況で、首相の諮問機関といいながら、政府税調の存在意義というのが今年はかなり問われるような事態になっているのではないかととも思うのですが、もう既に大枠が固まって、手足を縛られた状態で議論せざるを得ないという現状について、どのように考えていらっしゃるか伺えればと思います。

○神野会長代理

政府税調の役割としては、制度をデザインしていくことが主要な任務ですので、これまでも個々の経済対策で政策を打つということについては、税調そのものが余り関わっていることはないと思っています。

したがって、今回、非常に大きなドラスティックな変化が起きたので、かなり規模の大きい政策が出てきておりますけれども、それについて、個々に出た項目ごとに議論を政府税調で行ったという記憶は私ありませんので、特に存在がどうこうというよりも、政府税調のレーゾン・デートルに関わらないところで大きな問題が起きていると把握した方がいいのではないかと思います。

○司会

よろしいでしょうか。

それでは、これにて記者会見を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

[閉 会]